

栗東市告示第1060号

栗東市事業継続応援支援金給付要綱を次のように定める。

令和3年10月21日

栗東市長 野村 昌弘

栗東市事業継続応援支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びそれにかかる滋賀県に発令された緊急事態宣言に伴い、売り上げが減少している市内の中小企業等の事業継続を支援するため、滋賀県が実施する滋賀県事業継続支援金（第3期）（以下「県支援金」という。）の上乗せ支給（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で実施することについて、栗東市補助金等交付規則（昭和63年栗東町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 市長は、支援金の給付の実施について、その事務を栗東市商工会に委託する。

(支援金の給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等又は個人事業主
- (2) 県支援金の給付を受けた事業者

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、県支援金の給付決定者の区分により、中小企業者等にあつては10万円、個人事業主にあつては5万円とする。

2 支援金の給付は、1事業者につき1回限りとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者は、栗東市事業継続応援支援金給付申請兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは速やかに内容を確認のうえ、給付の可否を決定し、栗東市事業継続応援支援金給付決定通知書（別記様式第2号）又は栗東市事業継続応援支援金不給付決定通知書（別記様式第3号）により通知を行い、給付を決定した当該給付対象事業者に対し、支援金を給付する。

(給付決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の給付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたと認めるときは、当該給付の決定の全部又は一部を取り消し、栗東市事業継続応援支援金給付決定取消通知書(別記様式第4号)により通知する。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、当該給付を受けた者に対し、期限を定めて、その返還を命じ、栗東市事業継続応援支援金返還通知書(別記様式第5号)により通知する。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支援金の給付を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、第2条の規定により事務を委託することに関し必要な行為は、この告示の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和4年2月28日限り、その効力を失う。